

直轄事業負担金等に関する概算要求における取扱いについて

平成21年11月2日

国土交通省

平成22年度予算に向けて、以下の点について、予算編成過程において検討を行う。

1. 直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金については、維持管理分の地方負担金収入がないものと仮置きして概算要求を行ったところ。その在り方について、今後、予算編成過程で必要な検討を行い、適切に対応していく。

2. 国道や一級河川等に係る直轄事業の地方移管に伴って必要な国による財政措置

道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討する。(「道路・河川の権限移譲について」(平成20年9月17日 総務省・国土交通省))〔事項要求〕